

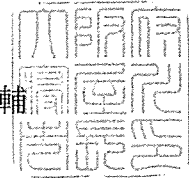
総 人 第 709 号

令和 7 年 6 月 9 日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 竹村 明紘 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



2025 年市職労夏季重点要求書（回答）

2025 年 5 月 12 日付、寝市職労第 10 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。	1 従来どおり、協議、交渉を行う。
2 人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。	2 人員の確保については、総人件費管理計画に基づき、行政需要に応じた正規・非正規職員のポートフォリオを見定める中で、適正な配置に努める。
3 物価上昇に見合う賃上げを行い、より高い給与水準を確保すること。	3、6 給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則を踏まえ、役職や勤務成績に応じた給与制度となるよう、必要な協議を行う。

4 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。また、再任用の一時金の支給月数を正職員と同等にすること。 5 期末・勤勉手当は期末手当に統一し、全職員に一律10%加算すること。 6 55歳を超える職員の給与抑制措置はやめること。 7 中途採用者の前歴換算については、中途採用者が増加している状況を鑑みて、10割換算とすること。 8 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。 9 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。 10 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給	4、5 令和7年6月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき2.27月分（暫定再任用職員等については1.20月分）を標準とし、令和7年6月30日に支給する。会計年度任用職員の期末・勤勉手当については、基準日に在職し一定の基準を満たす職員に、1.47月分を支給する。 7 新規採用職員の前歴換算については、現行どおりとする。 8 係長に対する時間外勤務手当の支給は行わない。 9 夏季休暇については5日間とし、取得期間は、令和7年度に限り、令和7年6月1日から令和7年11月30日までとする。なお、常勤職員以外の職員については、5日間を上限として、週の勤務日数・時間等を踏まえて付与する。 10 職員が健康に働き、成果を出すという観点から、引き続き、望まない残業
--	--

休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。	を縮減していくとともに、年次休暇の計画的な取得の促進に向けた取組を進める。
11 3級以上の職員を増やすこと。	11 管理職の職員については、行政需要に応じた適正な職員数とする。
12 管理職養成課程は職員が受検しようと思える制度としてさらに改善すること。	12 ねやがわ版管理職養成課程については、受講しやすい仕組みとなるよう制度の見直しを行っており、引き続き不断に検討を行う。
13 加齢等に伴い職務遂行に支障をきたすおそれがある職務・職種について、具体的に労使協議を行うこと。また、配置上の工夫などの条件整備、健康・福祉を考慮した勤務条件の確保など個々の職員の能力・適正に応じ職務の設定、具体の人員配置を行うこと。	13～15 定年引上げを踏まえた処遇については、国の動向や他自治体の対応等を踏まえ、適正に運用する。
14 60歳を超える職員の賃金は、従事する職務の内容・職責及び蓄積された知識・経験にふさわしいものとし、モチベーションを維持するために60歳以降も昇給・昇格できるようにすること。	
15 勤続40年のリフレッシュ休暇制度を創設すること。	

16 ねやがわ流フレックスタイム制（1か月単位の変形労働時間制）については、勤務を予定していなかった時間に超勤命令がでた場合は、フレックスタイムではなく超勤手当で対応すること。	16 時間外勤務手当については、勤務のフレキシブルな対応を基本とする中で、副係長までの職員が上司の命令に基づき時間外勤務を行った場合には、条例に基づき支給している。
17 任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。	17 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用を図る。
18 メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。また、メンタルシックの予防策についてさらに充実していくこと。	18、19 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成を図る。
19 安全衛生委員会の活性化をすすめ、実効ある審議を行うために必要な資料提供を行うこと。	
20 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診の場で受診できるようにすること。	20 子宮がん、乳がん検診などを定期健康診断で実施することは考えていない。
21 子の看護休暇について、中学校卒業まで、日数を拡大するとともに、子どもどもひとりにつき付与すること、時間単位の取得を認めること。	21 子の看護休暇については、対象となる子の範囲及び取得事由の拡大を行ってきたところであり、現行どおりとする。

22 部分休業の取得できる期間を小学校卒業までに引き上げるなど、両立支援制度の拡充を行うこと。 非正規職員の処遇改善に関する要求 23 職員確保の観点からも任期付短時間職員の経年加算を拡充すること。また、給料格付けの号給を引き上げること。 24 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム勤務を適用すること。 25 会計年度任用職員は業務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。また均等待遇の観点から処遇改善を行うこと。	22 部分休業については、国の動向を踏まえ、適切に対応する。 23～25 任期付職員及び会計年度任用職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、適切な制度運用に努める。
---	--